

指定給水装置工事事業者制度は、令和元年10月1日より 従来の無期限から5年ごとの更新制に変わります

平成30年12月12日に公布された「水道法の一部を改正する法律」で、令和元年10月1日から、5年ごとの更新を受けなければ指定給水工事事業者の指定の効力を失うことが新たに規定されました。

これにより、現在下郷町の給水装置工事事業者の指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定の有効期限内に更新の手続きを行っていただく必要があります。

更新の手続きを行わない場合、指定は失効となります。下郷町内で給水装置工事を行う場合は改めて指定を受ける必要があります。

更新の手続きの方法等、詳細については今後国等の動向を踏まえ決定いたします。

なお、今回の水道法の改正の詳細は以下のとおりです。

○改正の趣旨

指定給水装置工事事業者制度は平成8年の水道法改正により導入され、広く門戸が開かれたことにより、その指定数が大幅に増えた。一方、現行制度では、指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定給水装置工事事業者の存在等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していた。そのため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入することとした。

○改正の概要

(水道法一部を改正する法律による改正後の水道法(昭和32年法律第177号。以下「改正水道法」という。)第25条の3の2関係)

- 1) 改正水道法第16条の2第1項による指定給水装置工事事業者の指定について、5年間の更新制を導入した。
- 2) 指定給水装置工事事業者から更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有することとした。
- 3) 2の場合において、指定の更新がなされたときは、指定の有効期限は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算することとした。
- 4) 改正水道法第25条の2(指定の申請)および第25条の3(指定の基準)の規定は、指定の更新について準用することとした。
- 5) 施行に伴う経過措置として、水道事業者における更新に係る事務の平準化のため、以下のとおり指定を受けた年月日により、政令で定める期間(施行日を基準とした有効期間)に差を設け、指定の有効期間について割り振ることとした。

現行の制度で指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和元年10月1日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和2年10月1日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和3年10月1日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和4年10月1日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月31日	5年	令和5年10月1日～令和6年9月29日

指定給水装置工事事業者の皆様へ

下郷町建設課水道係より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は令和元年10月1日より

5年ごとの更新制に変わります

令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定の有効期間が無期限から5年間となります。

現行の制度で指定を受けている工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間と申請期間が異なります。(下表参照)

※期間内に更新申請がなされない場合は失効となりますのでご注意ください。

現行の制度で指定を受けた日	有効期間	初回更新の申請期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1年	令和元年10月1日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2年	令和2年10月1日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	3年	令和3年10月1日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	4年	令和4年10月1日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月31日	5年	令和5年10月1日～令和6年9月29日

更新申請に必要な書類

1	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)	4	給水装置工事主任技術者免状(写し)
2	誓約書(様式第2号)	5	定款の写し(法人の場合)
3	機械器具調書	6	住民票の写し(個人の場合)

更新の要件は新規指定と同様になります

- 1.給水装置工事主任技術者の選任
- 2.給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 3.水道法で規定された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

指定更新する際に別途4項目の確認を行います

- 1.指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 2.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 3.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 4.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※法令第25条の8条及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認



4項目確認用書類(参考)

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講証等
- ・配管技能の資格等